

該当サービス種別	短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院
項目	看護体制加算（Ⅰ）（常勤看護師の配置）
指摘内容	看護体制加算（Ⅰ）を算定しているが、算定に必要な看護職員の配置数を満たしていない月があった。
改善内容	<p>看護体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置していることが必要です。</p> <p>配置が求められるのは、「常勤」の「看護師」であることについてもご留意ください。</p> <p>ただし、短期入所生活介護においては、看護師の配置要件は、次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（特養の併設事業所） 本体施設における看護職員の配置とは別に、常勤の看護師1名以上配置。 2.（特養の空床利用） 本体施設に常勤の看護師を1名以上配置
備考	